

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・市民税係】

個人情報ファイルの名称	住民税基本台帳ファイル、軽自動車税賦課ファイル、国民健康保険税賦課ファイル	
行政機関等の名称	二本松市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税賦課のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 税額、9 障害、10 親族関係、11 婚姻歴、12 家族状況、13 居住状況、14 職業・職歴、15 資産状況、16 収入状況、17 公的扶助、18 銀行口座、19 勤務先、20 意見、21 相談、22 要望、23 車両情報	
記録範囲	市税納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、各事業所、二本松税務署、住民基本台帳システム、国土交通省、軽自動車販売店、全国軽自動車協会連合会、地方公共団体情報システム機構、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他市区町村、県税部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 二本松市総務部人事行政課	
	(所在地) 〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日